

21 「北海道廃棄物処理計画〔第4次〕」について

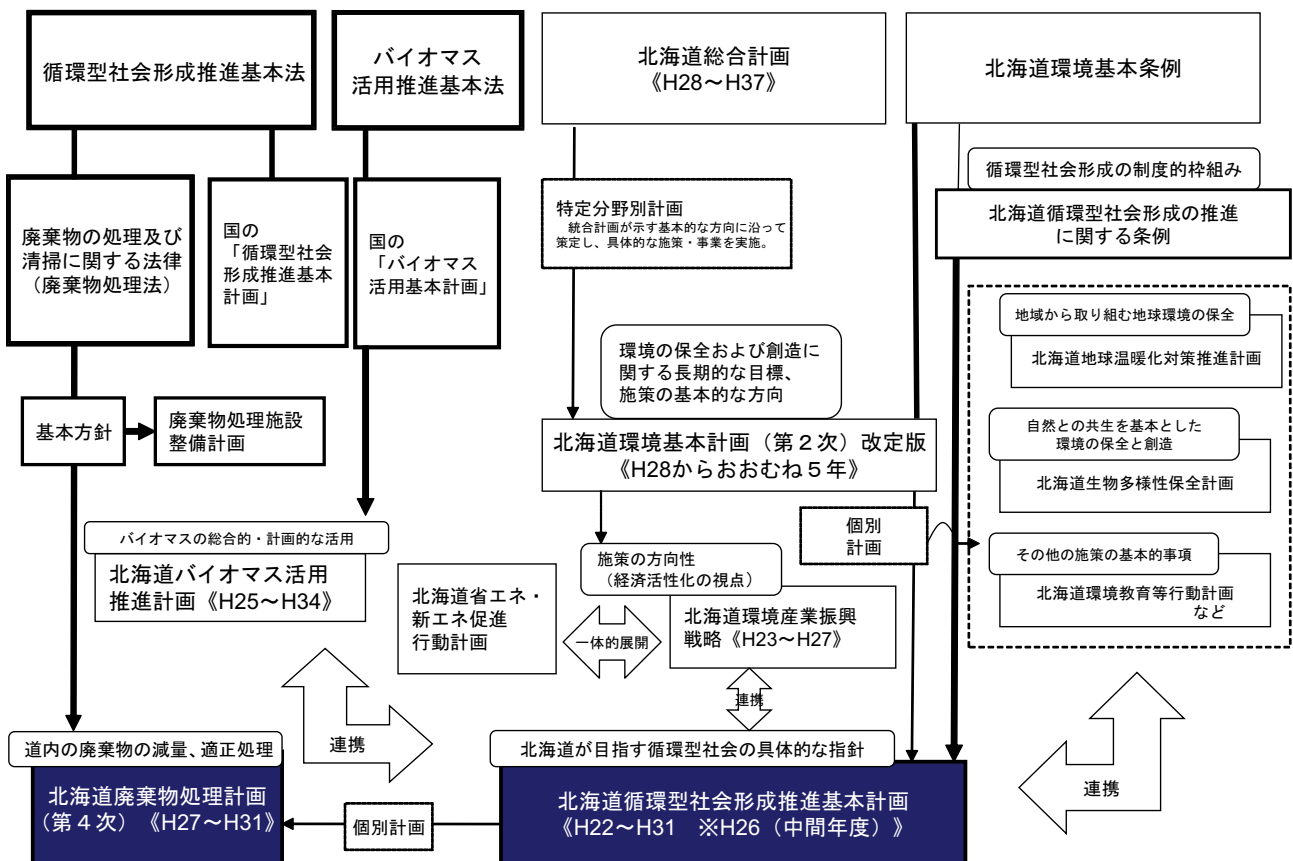
「北海道廃棄物処理計画」は、法第5条の5第1項に基づき、北海道の区域内における廃棄物の減量や適正処理に関する事項等を定めた計画です。

また、この計画は、「北海道循環型社会の形成の推進に関する条例」に基づき策定された「北海道循環型社会形成推進基本計画」における、廃棄物の排出抑制、適正な循環的利用等に関する個別計画に位置づけられています。

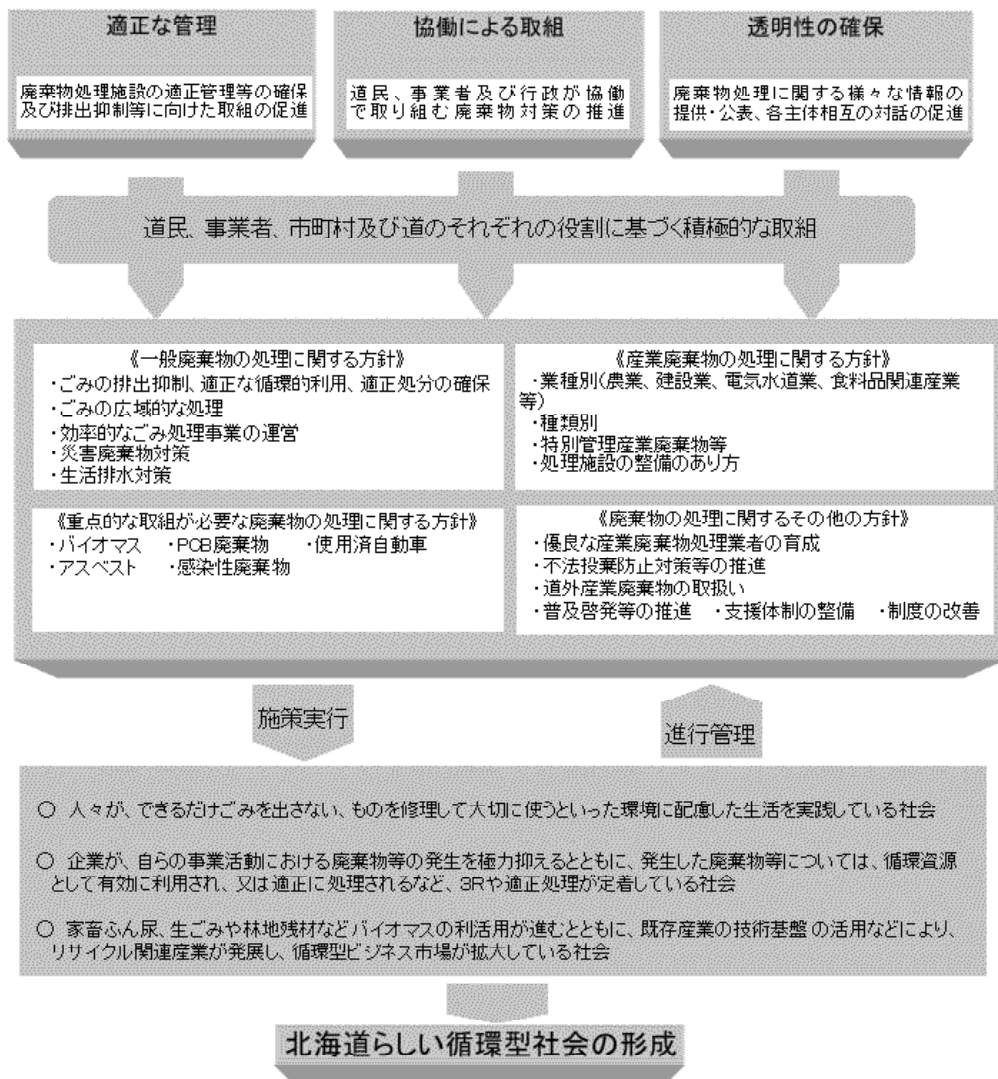
道では、平成13年度から3次に渡って計画を策定・推進しており、道民、NPO、事業者、関係機関等との取組とも相まって、道内の廃棄物の最終処分量の減少やバイオマスの利活用率の向上などの成果が得られています。

平成27年3月に策定した「北海道廃棄物処理計画〔第4次〕」では、平成31年度を目標年度として、産業廃棄物の処理に関する業種別や種類の基本的な方向を示すとともに、廃棄物系バイオマスの地域特性に応じた適切な再生利用や、地球温暖化防止・省エネルギー等にも配慮した廃棄物処理施設の整備に向けた取組等を推進することとしています。

計画の位置付け（体系）



計画の概要



主な目標

区分		現状（平成24年度）	目標（平成31年度）
一般廃棄物	排出量	2,013千トン	1,800千トン(約11%削減)以下
	1人1日当たりのごみ排出量	1,004g/人・日	940g/人・日以下
	1人1日当たりの家庭ごみ排出量	622g/人・日	590g/人・日以下
	リサイクル率	23.6%	30%以上
	生ごみ利活用率	8.5%	28%以上
	最終処分量	402千トン	290千トン(約28%削減)以下
	ダイオキシン類排出量	1g-TEQ/年	現状以下
最終処分場残余年数	19.0年分	20年程度	
産業廃棄物	排出量	38,752千トン	39,000千トン(現状程度)以下
	〃(動物のふん尿除く)	17,666千トン	18,000千トン(現状程度)以下
	再生利用率	55.9%	57%以上
	〃(動物のふん尿除く)	34.0%	36%以上
	最終処分量	721千トン	570千トン(約21%削減)以下
	ダイオキシン類排出量	0.5g-TEQ/年	現状以下
	最終処分場残余年数	13.5年分	必要最終処分量の10年程度を確保
焼却施設処理能力	286.5%	必要な処理能力を確保	
廃棄物系バイオマス利活用率(排出量ベース：炭素換算量)	86%	88%以上	
大規模不法投棄事案(投棄量が100トンを超えるもの)		発生ゼロ	

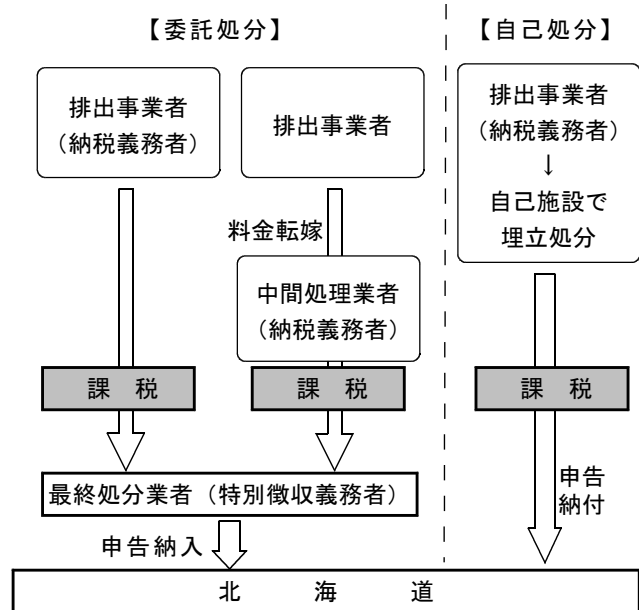
22 循環資源利用促進税について

循環資源利用促進税は、産業廃棄物の排出抑制及び循環資源の循環的な利用その他産業廃棄物の適正な処理に係る施策に要する経費に充てることを目的として、平成18年10月に北海道で導入した法定外目的税です。

税収は産業廃棄物の排出抑制及びリサイクルの促進、産業廃棄物の適正な処理などの施策に充てられます。

[制度の概要]

名 称	循環資源利用促進税
納税義務者	産業廃棄物を排出する事業者（中間処理業者を含む）
課税の対象	最終処分場への産業廃棄物の搬入
課税標準	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量
税 率	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量1トン当たり、1,000円
徴収方法	委託処分 最終処分業者が特別徴収義務者として排出事業者から税を徴収し、道に申告納入（特別徴収方式）
	自己処分 排出事業者が道に申告納付（申告納税方式）



[循環資源利用促進税を財源とした主な施策（事業者への支援事業）]

項 目	支援事業	内 容
情報収集 人材育成	リサイクル関連情報普及事業 (リサイクル人材セミナーの開催など)	リサイクル人材育成セミナーや関連事業所の視察会などを開催します。
専門家の 助 言	リサイクルアドバイザーの派遣	産業廃棄物のリサイクル等に関する課題解決のため、事業所等に専門家を派遣します。
	リーガルアドバイザーの派遣	廃棄物処理法の適切な運用に関する助言を行うため、事業所等に担当職員を派遣します。
技術開発	リサイクル技術研究開発補助	産業廃棄物の排出抑制・減量化、リサイクルに係る研究開発に要する経費に助成します。
実証実験 市場開発	リサイクル産業創出事業費補助	産業廃棄物のリサイクル製品等の事業化に向けた実証実験・製品改良や市場調査に要する経費に助成します。
設備整備	循環資源利用促進施設設備整備費補助	産業廃棄物の排出抑制・減量化、リサイクルに係る施設及び設備機器の整備に要する経費に助成します。
製品認定	リサイクル製品認定支援事業	リサイクル製品認定に係る認定申請及び更新時に要する経費に助成します。

循環資源利用促進税を財源とした施策の詳細（補助金の募集時期など）については、
気候変動対策課循環税担当（巻末参照）までお問い合わせください。